

「綾瀬市立北の台中学校いじめ防止等対策委員会設置要領」

1 目的

この要領は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第22条に基づき、綾瀬市立北の台中学校に「いじめ防止等対策委員会(以下、「委員会」という。)」を設置運営することについて、必要な事項を定める。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) スクールアンケートの実施・集計・分析等定期的な実態の把握に関すること。
- (2) いじめの通報又は相談の受付及び処理に関すること。
- (3) いじめが心身に及ぼす影響等いじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
- (4) いじめ事案への対応及び事実確認調査等に関すること。
- (5) 校内既存組織の活用及び連携に関すること。
- (6) その他いじめ防止対策に必要と認められること。

3 委員会の構成

委員会は、次表に掲げる者で構成する。ただし、事案の状況により、必要に応じて専門家等を構成員に追加することができる。この場合において、委嘱等の手続きは省略し、任期は設けない。

委員長	校長
副委員長	教頭
委員	総括教諭
	生徒指導担当
	養護教諭
	スクールカウンセラー
	その他必要と認めるもの

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、校長が招集し、おおむね月1回を定例会として開催する。ただし、必要のつど臨時に開催することができる。
- (2) 委員会は、必要と認めたときは、委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- (3) 委員会は、必要と認めたときは、会議を公開することができる。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

6 適用

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。